



静岡行政監視行政相談センターと静岡県災害対策士業連絡会は 「災害時の相談活動に関する連携協定」を締結

令和 8 年 9 月 29 日、静岡行政監視行政相談センター（所長：向山 ^{さきやま たつゆき} 達之）と静岡県災害対策士業連絡会（会長：山本 ^{やまもと まさゆき} 正幸）は、静岡県内で地震、風水害等による大規模災害が発生した場合に、それぞれが実施する被災者等を対象とした相談活動に関して、相互に連携・協力することを目的とする協定を締結しました。

今回の協定締結を契機として、それぞれの専門的知見を活用した連携・協力を進め、一層の被災者の生活支援につなげてまいります。別添参照

< 締結式の様子 >



向山所長 山本会長



総務省静岡行政監視行政相談センター
担当：行政監視行政相談課長 村辻
電話：054-254-6451

「災害時の相談活動に関する連携協定」について

【協定における協力事項】

- ① 総務省中部管区行政評価局静岡行政監視行政相談センターと静岡県災害対策士業連絡会は、地震、風水害等による災害が発生した場合に、それぞれが実施する被災者等を対象とした相談活動に関して連携協力すること
- ② それぞれの活動において把握した相談のうち、双方で共有する必要があると判断したものについて、（個人情報に配慮した上で）共有すること

【締結による効果・ねらい】

今回の協定締結を契機として双方の平時からの連携強化を図るとともに、災害発生時、行政に関する相談に対応する当センターと専門的知見を有する士業連絡会との緊密な連携により、一層効果的・実効的な被災者支援に資する。

<参考>

○ 総務省の特別行政相談活動について

総務省は、大規模災害発生時、被災者支援のための特別行政相談活動を実施することとなっており、その内容は、主に以下の3つです。

① 特別行政相談所の開設

関係機関が一堂に会してワンストップで被災者からの相談を受け付け

② 被災者への生活支援情報の提供

被災者の生活支援に関する情報をまとめたガイドブックを作成・配布

③ 専用電話を備えた相談窓口の開設

被災者からの相談を受け付ける災害専用フリーダイヤルを開設

災害の種類・被害状況に応じて臨機応変にこれらの活動を実施し、被災者支援に取り組むこととしています（最近では、令和6年能登半島地震、令和8年熊本地震、令和8年8月千葉豪雨などにおいて活動を展開）。

○ 静岡県災害対策士業連絡会について

静岡県災害対策士業連絡会は、県内の弁護士会、公認会計士協会、税理士会、司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、建築士会、建築士事務所協会、建築家協会、社会保険労務士会、技術士会、中小企業診断士協会の13の士業団体からなります。

令和3年熱海土石流災害、令和4年台風第15号、令和7年台風15号で、熱海市、静岡市、牧之原市等の自治体と連携して、災害時に士業合同相談を実施してきました。

【本件照会先】

・ 総務省静岡行政監視行政相談センター

行政監視行政相談課長 村辻 ☎ (054) 254-6451